○厚生労働省告示第三百八十九号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一条の表百三十七の項から百五十一の項までを削り、同表に次のように加える。

百六十九	エチレングリコール	○・一パーセント未満
百七十	エリオナイト	○・一パーセント未満
百七十一	過酸化水素	○・一パーセント未満
百七十二	四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
百七十三	一・二―酸化ブチレン	○・一パーセント未満
百七十四	ジエタノールアミン	一パーセント未満
百七十五	ジエチルケトン	一パーセント未満
百七十六	シクロヘキシルアミン	○・一パーセント未満
百七十七	ジフェニルアミン	○・一パーセント未満
百七十八	［四―［［四―（ジメチルアミノ）フェニル］［四―［エチル（三―スルホベンジル）アミノ］フェニル］メチリデン］シクロヘキサン―二・五―ジエン―一―イリデン］（エチル）（三―スルホナトベンジル）アンモニウムナトリウム塩（別名ベンジルバイオレット四Ｂ）	○・一パーセント未満
百七十九	ジメチルアミン	○・一パーセント未満
百八十	ジルコニウム化合物（二塩化酸化ジルコニウムに限る。）	一パーセント未満
百八十一	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	○・一パーセント未満
百八十二	一・一・二・二―テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	一パーセント未満
百八十三	テトラナトリウム＝三・三′―［（三・三′―ジメトキシ―四・四′―ビフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス［五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート］（別名ＣＩダイレクトブルー十五）	○・一パーセント未満
百八十四	テトラフルオロエチレン	○・一パーセント未満
百八十五	トリエチルアミン	一パーセント未満
百八十六	トリクロロ酢酸	○・一パーセント未満
百八十七	ニッケル	○・一パーセント未満
百八十八	一・三―ビス［（二・三―エポキシプロピル）オキシ］ベンゼン	○・一パーセント未満
百八十九	ビニルトルエン	一パーセント未満
百九十	一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ［二・二・一］―五―ヘプテン―二・三―ジカルボン酸（別名クロレンド酸）	○・一パーセント未満
百九十一	メチレンビス（四・一―シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート	○・一パーセント未満
百九十二	硫酸ジイソプロピル	○・一パーセント未満
百九十三	りん酸トリ（オルト―トリル）	一パーセント未満
百九十四	レソルシノール	○・一パーセント未満

第二条の表平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（百六十九の項から百九十四の項までのものに限る。）
平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間	

○厚生労働省告示第三百九十号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条の三第一項第一号への規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者

二　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子であって、二十歳未満の子若しくは雇用保険法施行規則別表第二に定める障害がある状態にある子又は同項第五号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもの

三　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者

四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十二条に規定する日雇労働者として雇用されることを常態とする者

五　季節的業務に従事する者（雇用保険法施行規則第百十三条第一項に規定する指定地域に所在する事業所において、同項に規定する指定業種に属する事業を行う事業主に雇用され、当該雇用された年度の十月一日以降に離職したもののうち、雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含み、六十五歳未満の者に限る。）をいう。）

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの

七　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第二条に規定するホームレス

八　住居喪失不安定就労者（安定した居住の場所を有せず、喫茶店その他の施設を主として起居の場所とし、安定した職業に就いていない者をいう。）

九　前各号に該当する者のほか、安定した職業に就くことが著しく困難である者として職業安定局長が定める者